

議案第 54 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第 21 条第 1 項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第 22 条を次のように改める。

（法人税割の税率）

第 22 条 法人税割の税率は、100分の14.7とする。

第 24 条を次のように改める。

（調整控除）

第 24 条 所得割の納税義務者については、その者の第 21 条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第 21 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職

所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第25条中「第22条」を「前条」に改める。

第25条の2第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「（法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額）」を削り、「、第22条及び前条」を「及び前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「前項の納税義務者」を「同項の納税義務者」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

第28条第1項中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「若しくは第3項」に、「又は公的年金等」を「若しくは公的年金等」に改め、「交付されるもの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第51条を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第51条 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第64条中「第10号の8」を「第10号の7」に、「本条」を「この条」に改める。

第66条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

附則第7条の2第2項中「第22条」を「第24条」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第8条第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情がある

と認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第8条の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段及び第3項第2号」を「附則第34条第4項後段及び第6項第2号」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年前において控除されたものを除く。)」を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第8条の3第1項中「附則第4条の3第3項により準用される同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に、「本条例」を「この条例」に改める。

附則第9条第1項中「(利息の配当を除く。)」を削り、「第22条」を「第2

4条」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第9条の2を次のように改める。

第9条の2 削除

附則第9条の2の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第9条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条並びに附則第9条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

附則第10条第2項中「第22条まで、第25条及び附則第9条の規定にかかわらず」を「第21条まで、第24条、第25条、附則第9条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分

の 0 . 9 」に改め、同項第 2 号中「第 2 2 条まで」を「第 2 1 条まで、第 2 4 条」に、「及び附則第 9 条」を「、附則第 9 条第 1 項及び前条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

附則第 1 1 条を次のように改める。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第 1 1 条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 5 0 条及び第 5 1 条の規定を適用して計算した金額からその 1 0 分の 1 に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 5 6 条及び第 6 0 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「第 5 1 条」とあるのは、「第 5 1 条並びに附則第 1 1 条第 1 項」とする。

附則第 1 9 条第 1 項中「附則第 3 3 条の 3 第 1 項」を「附則第 3 3 条の 3 第 5 項」に改め、同項第 1 号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「 1 0 0 分の 9 」を「 1 0 0 分の 7 . 2 」に改め、同条第 2 項中「附則第 3 3 条の 3 第 2 項」を「附則第 3 3 条の 3 第 6 項」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 1 9 条第 1 項」を「並びに附則第 1 9 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削り、同条第 4 項中「附則第 3 3 条の 3 第 4 項」を「附則第 3 3 条の 3 第 8 項」に改める。

附則第 2 0 条第 1 項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「 1 0 0 分の 3 . 4 」を「 1 0 0 分の 3 」に改め、同条第 2 項中「附則第 3 5 条第 5 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 3 5 条第 5 項後段」に改め、同条第 3 項第 2 号中「第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第

1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 2 0 条第 1 項」を「並びに附則第 2 0 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第 2 1 条第 1 項中「本条」を「この条」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 4 項」に改め、同項第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 7」を「1 0 0 分の 2 . 4」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 4 8 万円

附則第 2 1 条第 1 項第 2 号イ中「1 0 0 分の 3 . 4」を「1 0 0 分の 3」に改め、同条第 2 項中「附則第 3 4 条の 2 第 2 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」に、「本項」を「この項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 7 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 9 項」に改め、同条第 3 項中「、第 3 7 条の 9 の 2 又は第 3 7 条の 9 の 3」を「又は第 3 7 条の 9 の 2 から第 3 7 条の 9 の 4 まで」に改める。

附則第 2 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 . 7」を「1 0 0 分の 2 . 4」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 1 4 4 万円

附則第 2 1 条の 2 第 1 項第 2 号イ中「1 0 0 分の 3 . 4」を「1 0 0 分の 3」に改める。

附則第 2 2 条第 1 項中「第 5 項において準用する附則第 2 0 条第 3 項第 1 号」を「第 5 項第 1 号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「1 0 0 分の 6」を「1 0 0 分の 5 . 4」に改め、同条第 2 項中「附則第 3 4 条第 4 項において準用する同条第 1 項後段」を「附則第 3 4 条第 4 項後段」に改め、同条第 3 項中「附則第 3 5 条第 3 項」を「附則第 3 5 条第 7 項」に、「1 0 0 分の 6」を「1 0 0 分の 5 . 4」に、「1 0 0 分の 3 . 4」を「1 0 0 分の 3」に改め、同条第 4 項中「附則第 3 5 条第 3 項」を「附則第 3 5 条第 7 項」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 20 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 22 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第 24 条、第 25 条、第 25 条の 2 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 22 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第 26 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 22 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第 7 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 22 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 22 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 18 条第 1 項」を「附則第 18 条第 6 項」に、「以下この項及び次項並びに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第 18 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第 4 項第 1 号」を「第 2 項第 1 号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第 2

項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用がある場合」を「前項の規定の適用がある場合」に改め、同項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第9条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第23条第1項」を「並びに附則第23条第1項」に改め、「と、第25条の2第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第23条第3項」」を削り、同項第4号中「及び」を「並びに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第23条の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第2項中「、次条及び附則第23条の4」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第23条の3中「附則第18条の3第1項から第3項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第23条の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項及び第2項」を「附則第35条の2の4第4項及び第5項」に改める。

附則第23条の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第23条第1項及び附則第23

条の 3 中」を「附則第 2 3 条第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 2 3 条の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第 2 3 条の 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改める。

附則第 2 4 条第 1 項中「本条」を「この条」に、「附則第 3 5 条の 3 第 1 項」を「附則第 3 5 条の 3 第 1 1 項」に、「附則第 1 8 条の 6 第 1 項」を「附則第 1 8 条の 6 第 2 2 項」に、「本条例」を「この条例」に改め、同条第 3 項中「附則第 3 5 条の 3 第 4 項」を「附則第 3 5 条の 3 第 1 4 項」に、「本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改め、同条第 4 項中「から第 3 項まで」を削り、「附則第 2 3 条第 1 項及び附則第 2 3 条の 3 中」を「附則第 2 3 条第 1 項中」に、「金額。」を「金額とし、」と、附則第 2 3 条の 3 中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第 2 4 条第 3 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 8 条の 6 第 1 3 項」を「附則第 1 8 条の 6 第 3 5 項」に、「附則第 1 8 条の 6 第 1 4 項」を「附則第 1 8 条の 6 第 3 6 項」に改める。

附則第 2 5 条第 1 項中「本項」を「この項」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第 2 項第 2 号中「第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 9 条第 1 項及び附則第 9 条の 3 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、「及び附則第 2 5 条第 1 項」を「並びに附則第 2 5 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「及び」を「並びに」に改め、同項第 5 号を削る。

附則第 2 5 条の 2 第 1 項中「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 2 項」を「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 8 項」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第 2 5 条の 3 第 2 項第 2 号中「第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項及び附則第 9 条第 1 項」を「第 2 4 条、第 2 5 条、第 2 5 条の 2 第 1 項、附則第 9 条第 1 項

及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第25条、第25条の2第1項及び附則第9条第1項」を「第24条、第25条、第25条の2第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第25条の2第1項」を「第25条の2」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第18条第6項」と、の次に「同条第3項中」を加える。

附則第26条を削り、附則第27条を附則第26条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第64条及び第66条の改正規定並びに附則第4条の規定 平成18年10月1日
- (2) 第28条第6項及び第51条の改正規定、附則第11条の改正規定及び別表を削る改正規定並びに次条第2項の規定 平成19年1月1日
- (3) 第20条及び第28条第1項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成20年1月1日
- (4) 第25条の2第1項の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、附則第9条の2及び第25条の3第3項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成20年4月

1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例(以下「新条例」という。)第21条第1項及び第24条並びに附則第10条第2項、第20条第1項、第21条第1項、第21条の2第1項、第22条第1項及び第3項、第23条第1項、第23条の3並びに第25条第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第49条の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第49条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、同日から平成19年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、生駒市税条例附則第26条第3項の規定は、適用しない。

3 新条例第20条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第20条の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第25条の2第1項及び附則第25条の3第3項の規定は、平成20

年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第24条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第20条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第22条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第23条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第25条第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第25条の3第3項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新条例附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第24条第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第25条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。

(1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第21条の規定による所得割の額から新条例第24条の規定による控除額を控除した金額

(2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額

につき改正前の生駒市税条例附則第26条第3項の規定により読み替えられた同条例第21条第1項の規定を適用して計算した所得割の額

- 2 生駒市税条例の一部を改正する条例（平成17年6月生駒市条例第12号）附則第2条第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。）」とあるのは「零とする。）の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第25条の2の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「生駒市税条例の一部を改正する条例（平成17年6月生駒市条例第12号）附則第2条第6項の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第25条の2第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。

7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、同項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあつては、その旨（前2項の規定による還付又は充当をした場合にあつては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあつては、その旨を、遅滞なく、通知する。

8 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第64条及び第66条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第5条 生駒市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項中「、第22条及び前条」を「及び前2条」に改める。